

新城市における自家用有償旅客運送（福祉有償運送）の承認について

1 新城市の状況

本市では、作手地区内において公共交通機関を利用することが困難な移動制約者を有償で福祉輸送を行っています。

令和2年10月1日以降の運行にあたっては、必要性等を地域公共交通会議において承認をいただき「愛運輸第2664号」登録証により令和5年9月30日まで運行して参ります。

令和5年10月1日以降の継続運行にあたって更新登録申請が必要であり、「地域公共交通会議で協議が調っていることを証する書類」を添付することとなっているため、今回の会議で福祉有償運送の必要性と旅客から収受する対価等について協議のうえ、この事業の継続承認をお願いするものです。

2 福祉有償運送の必要性

作手地区には、タクシー事業者がなく、NPOによる有償運送も行われていない状況です。一人で公共交通機関を利用できない身体障害者や要介護認定者など、身体の状況によって公共交通機関を利用することに不安を感じられる方などの通院や買い物の外出手段を確保するために福祉輸送が必要です。

福祉輸送を始めた当時、作手地区には福祉の拠点となる施設は社会福祉協議会が運営する「虹の郷」しかなく、福祉輸送を行うには介護技術のある職員が必要であり、それを行えるのは社会福祉協議会しかないため委託を続けてきました。人口減少や担い手不足が顕著であり、新しい事業所が参入する見込みもないことから、今後も市町村運営による事業の継続が必要であります。

3 福祉有償運送の概要

(1) 運送の区域

新城市内

(乗車場所又は到着場所のいずれかが新城市の区域内)

(2) 旅客から収受する対価

最初の1.5キロまでは350円、加算運賃1キロまで毎に50円

※一般乗用旅客自動車運送事業運賃（尾張・三河地区）

普通車 最初の1.124キロまでは630円

加算運賃253メートルまで毎に100円

(3) 利用対象者

福祉輸送を利用することができる者は、次のいずれかに該当する者の

うち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であつて旅客名簿に記載されている者

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
- (3) 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
- (4) その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

※令和5年3月31日現在、旅客名簿に記載されている者76名

うち、身体障害者19名、要介護認定者26名、要支援認定者38名
事業対象者2名（重複あり）

(4) 自動車の種類

セダン型 1台、車いす車 1台

スズキワゴンR 豊橋500き5151（セダン型）

スズキスペーシア改 豊橋580ほ2332（車いす車）

(5) 事業委託先

社会福祉法人 新城市社会福祉協議会

運行管理の責任者 1名（市社会福祉協議会 作手センター所属）

運転者 4名（市社会福祉協議会 作手センター所属）

※資料 令和4年度自家用有償旅客運送（福祉有償運送）実績

令和4年度自家用有償旅客運送(福祉有償運送)実績

1 会員登録人数内訳(重複有り)

令和4年度末会員人数

	4年度
① 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者	19
② 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者	26
③ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者	38
④ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他障害(発達障害、学習障害を含む)を有する者	2
合計	85

2 令和4年度月別利用実績内訳

	サービス別 利用回数				身体状態別 利用回数				
	買い物等	通院(作手)	通院(新城)	計	①身障	②要介護	③要支援	④その他	小計
4月	0	5	5	10	0	6	3	1	10
5月	0	4	5	9	0	3	5	1	9
6月	0	4	4	8	0	3	3	2	8
7月	0	6	7	13	0	5	7	1	13
8月	0	3	7	10	0	1	6	3	10
9月	0	6	5	11	0	3	5	3	11
10月	0	6	8	14	0	3	8	3	14
11月	0	9	7	16	0	6	6	4	16
12月	0	5	4	9	3	3	3	0	9
1月	0	2	7	9	0	1	7	1	9
2月	0	1	6	7	1	1	5	0	7
3月	0	3	5	8	1	0	6	1	8
計	0	54	70	124	5	35	64	20	124

令和4年度自家用有償旅客運送(福祉有償運送)実績

No	年齢	区分				利用目的		
		①	②	③	④	買い物	作手診療所通院	市内病院通院
1	96歳			支援2				
2	82歳	身障3		支援1				
3	76歳	身障2		支援2				
4	93歳	身障4						
5	80歳	身障4		支援2				
6	95歳	身障2	介護3					
7	95歳			支援1				
8	79歳			支援2				
9	95歳		介護1					
10	92歳		介護1					
11	97歳			支援1				
12	95歳			支援2				
13	86歳			支援1				
14	86歳	身障3	介護1					
15	97歳			支援1				
16	90歳	身障3	介護1					
17	88歳			支援1				
18	90歳	身障2		支援2				
19	90歳			支援1				
20	87歳			支援1				
21	91歳			支援1				
22	91歳			支援1				
23	94歳		介護1				28	
24	89歳			支援1			13	5
25	92歳			支援1				45
26	95歳	身障1						
27	89歳			支援1				
28	96歳			支援1				
29	63歳	身障1						
30	100歳			支援2				
31	95歳			支援1				
32	79歳	身障3	介護1					
33	76歳		介護4					
34	93歳		介護1					
35	96歳		介護2					
36	91歳		介護1					
37	96歳			支援2				
38	88歳			支援1				
39	92歳	身障4					1	1
40	89歳		介護1					
41	90歳		介護1					
42	90歳			支援1				
43	89歳		介護1					
44	84歳			支援2				
45	88歳			支援1				
46	89歳		介護4					
47	76歳	身障1						
48	78歳	身障3						
49	85歳		介護2					
50	101歳		介護3					
51	92歳		介護1					
52	92歳		介護1					
53	77歳	身障1						
54	88歳			支援1				
55	93歳			支援1				
56	89歳	身障3						
57	78歳	身障3						
58	82歳		介護1					
59	92歳	身障3					2	1
60	83歳			支援1				
61	91歳		介護1					
62	86歳		介護4					
63	96歳				事業対象者		6	5
64	88歳			支援1				
65	88歳			支援1				
66	82歳	身障1	介護5					
67	86歳			支援1				
68	98歳			支援1				
69	83歳		介護5					
70	91歳			支援1				
71	79歳		介護1					
72	90歳			支援1				
73	85歳			支援1				
74	81歳		介護1				3	4
75	82歳				事業対象者		1	8
76	85歳			支援1				1
		19	26	38	2	0	54	70
令和4年度年度末 会員数76名							年間利用合計	124

(R5.3.31現在)

国土交通省中部運輸局

令和5年2月17日14時00分発表

〈お問合せ先〉

中部運輸局自動車交通部

旅客第二課 江口、北口、松本

TEL 052-952-8036

尾張・三河地区タクシーの運賃改定について

令和4年7月から同年10月までに提出されておりました、尾張・三河地区（次ページ略図参照）におけるタクシー運賃改定要請について審査した結果、査定結果に基づく改定後の運賃を本日付けで公示しましたのでお知らせします。

1. 改定の概要

(1) 増収率：11.91%

(2) 新運賃の内容（別添1のとおり）

※普通車上限運賃額を抜粋

車種区分	改定運賃（上限運賃）				現行運賃（上限運賃）			
	初乗		加算		初乗		加算	
普通車	1.124km	630円	253m	100円	1.178km	600円	251m	90円

(3) 収支実績及び推定収支（別添2のとおり）

(4) 新運賃の実施日：令和5年3月20日（月）

(5) 査定の考え方

今回の運賃改定要請については、運転者の労働条件の改善が主要な理由のひとつとしてあげられていることを踏まえ、タクシーサービスの質を維持するためには運転者の労働条件について一定の水準を確保することが必要であることを勘案し、実績における運送収入に対する運転者人件費の割合を維持した上で、健全な経営が成立する水準の運賃を設定するという考え方に基づき査定を行ったところです。

このため、今回の運賃改定実施により、運転者の労働条件の改善が適切に図られるよう、愛知県タクシー協会に対して、「適切に運転者の労働条件の改善措置を講ずること。」「運転者の労働条件改善についての考え方を利用者に対して積極的に表明するとともに、運転者の労働条件の改善状況及び講じた措置等を自主的に公表すること。」について指導をすることとしています。

2. その他参考（運賃改定要請状況）

(1) 要請受付期間 令和4年7月8日～令和4年10月7日

(2) 要請事業者数 32者（地区法人事業者数 63者）
要請車両数 1,947両（地区法人車両数 2,270両）
要請率 85.77%

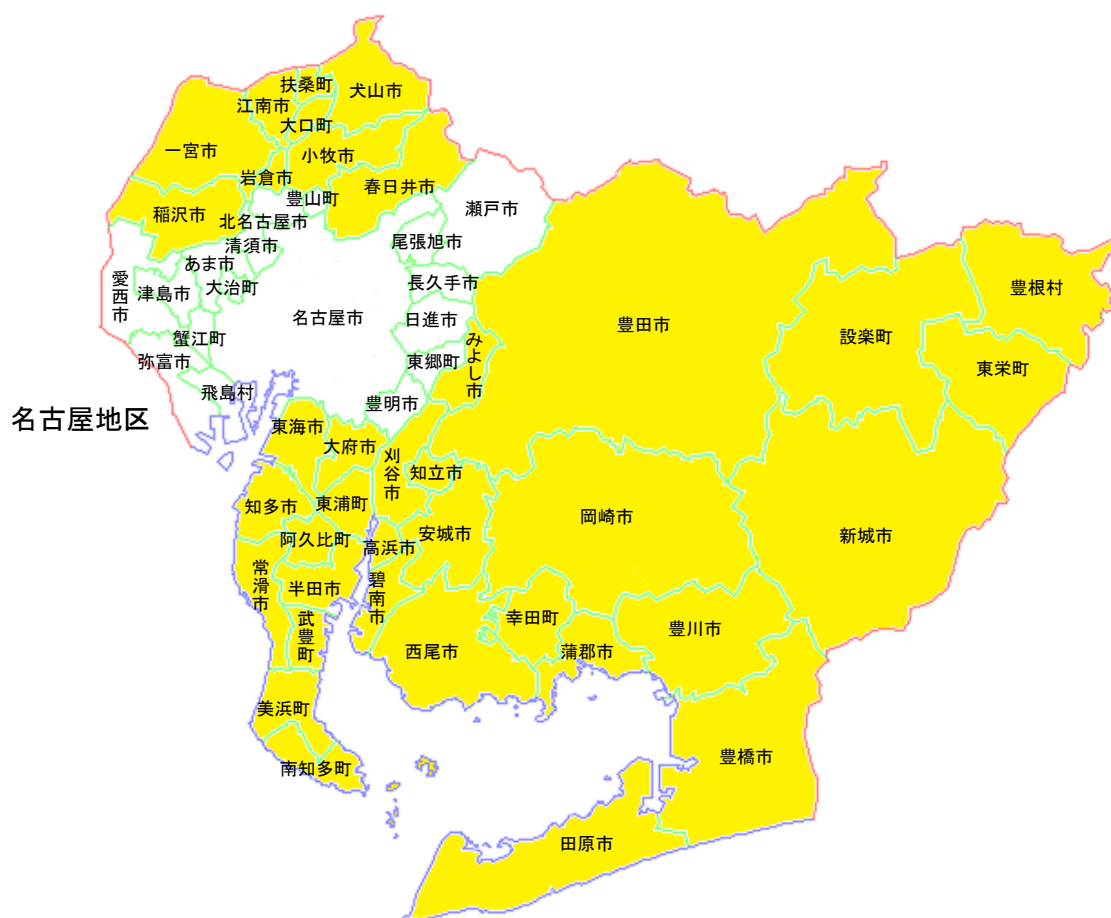
(3) 運賃改定要請の内容（普通車距離制運賃抜粋）

①初乗運賃	1.0～1.1 km	600～650 円
②加算運賃	192～268m	90～100 円

【尾張・三河地区略図】

「尾張・三河地区」とは、下地図の黄色部分です。（名古屋地区を除く愛知県全域）

愛知県 38 市 14 町 2 村のうち、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡（阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町）、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、丹羽郡（大口町、扶桑町）、一宮市、稲沢市、岡崎市、豊田市、みよし市、額田郡幸田町、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、新城市、北設楽郡（設楽町、東栄町、豊根村）の 26 市 10 町 1 村の地域



運賃の新旧対照表

(新)

(旧)

ア. 特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制運賃 及び待料金
	初乗運賃	加算運賃	
A 運賃 (上限運賃)	1.124 km 770 円	224 m 120 円	1 分 25 秒 120 円
B 運賃	1.124 km 760 円	227 m 120 円	1 分 25 秒 120 円
C 運賃	1.124 km 750 円	230 m 120 円	1 分 25 秒 120 円
D 運賃	1.124 km 740 円	233 m 120 円	1 分 25 秒 120 円
E 運賃 (下限運賃)	1.124 km 730 円	236 m 120 円	1 分 25 秒 120 円

	時間制運賃	
	運賃 30分	加算運賃 15分
A 運賃 (上限運賃)	5,350 円	2,670 円
B 運賃	5,250 円	2,620 円
C 運賃	5,200 円	2,600 円
D 運賃	5,100 円	2,550 円
E 運賃 (下限運賃)	5,050 円	2,520 円

ア. 特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制運賃 及び待料金
	初乗運賃	加算運賃	
A 運賃 (上限運賃)	1.178 km 730 円	226 m 110 円	1 分 25 秒 110 円
B 運賃	1.178 km 720 円	229 m 110 円	1 分 25 秒 110 円
C 運賃	1.178 km 710 円	232 m 110 円	1 分 25 秒 110 円
D 運賃 (下限運賃)	1.178 km 700 円	236 m 110 円	1 分 25 秒 110 円

	時間制運賃	
	運賃 30分	加算運賃 15分
A 運賃 (上限運賃)	4,890 円	2,440 円
B 運賃	4,820 円	2,410 円
C 運賃	4,750 円	2,370 円
D 運賃 (下限運賃)	4,680 円	2,340 円

イ. 大型車

	距離制運賃		時間距離併用制運賃 及び待料金
	初乗運賃	加算運賃	
A 運賃 (上限運賃)	1.124 km 700 円	243 m 120 円	1 分 30 秒 120 円
B 運賃	1.124 km 690 円	247 m 120 円	1 分 30 秒 120 円
C 運賃	1.124 km 680 円	250 m 120 円	1 分 30 秒 120 円
D 運賃	1.124 km 670 円	254 m 120 円	1 分 35 秒 120 円
E 運賃 (下限運賃)	1.124 km 660 円	258 m 120 円	1 分 35 秒 120 円

	時間制運賃	
	運賃 30分	加算運賃 15分
A 運賃 (上限運賃)	4,900 円	2,450 円
B 運賃	4,800 円	2,400 円
C 運賃	4,750 円	2,370 円
D 運賃	4,650 円	2,320 円
E 運賃 (下限運賃)	4,600 円	2,300 円

イ. 大型車

	距離制運賃		時間距離併用制運賃 及び待料金
	初乗運賃	加算運賃	
A 運賃 (上限運賃)	1.178 km 670 円	245 m 110 円	1 分 30 秒 110 円
B 運賃	1.178 km 660 円	249 m 110 円	1 分 30 秒 110 円
C 運賃	1.178 km 650 円	253 m 110 円	1 分 35 秒 110 円
D 運賃 (下限運賃)	1.178 km 640 円	256 m 110 円	1 分 35 秒 110 円

	時間制運賃	
	運賃 30分	加算運賃 15分
A 運賃 (上限運賃)	4,480 円	2,240 円
B 運賃	4,410 円	2,200 円
C 運賃	4,340 円	2,170 円
D 運賃 (下限運賃)	4,270 円	2,130 円

ウ. 普通車

	距離制運賃		時間距離併用制運賃 及び待料金
	初乗運賃	加算運賃	
A 運賃 (上限運賃)	1.124 km 630 円	253 m 100 円	1 分 35 秒 100 円
B 運賃	1.124 km 620 円	257 m 100 円	1 分 35 秒 100 円
C 運賃	1.124 km 610 円	261 m 100 円	1 分 35 秒 100 円
D 運賃 (下限運賃)	1.124 km 600 円	266 m 100 円	1 分 40 秒 100 円

	時間制運賃	
	運賃 30分	加算運賃 15分
A 運賃 (上限運賃)	3,850 円	1,920 円
B 運賃	3,750 円	1,870 円
C 運賃	3,700 円	1,850 円
D 運賃 (下限運賃)	3,650 円	1,820 円

ウ. 普通車

	距離制運賃		時間距離併用制運賃 及び待料金
	初乗運賃	加算運賃	
A 運賃 (上限運賃)	1.178 km 600 円	251 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
B 運賃	1.178 km 590 円	255 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
C 運賃 (下限運賃)	1.178 km 580 円	260 m 90 円	1 分 35 秒 90 円

	時間制運賃	
	運賃 30分	加算運賃 15分
A 運賃 (上限運賃)	3,510 円	1,750 円
B 運賃	3,450 円	1,720 円
C 運賃 (下限運賃)	3,390 円	1,690 円

尾張・三河地区タクシー事業の収支実績及び推定収支(原価計算対象事業者15社)

金額の単位は千円

	平成31年実績		令和5年度(平年度)①要請		令和5年度(平年度)②査定		令和5年度(平年度)③査定	
	金額	構成比	金額	構成比	運賃改定前	構成比	運賃改定後	構成比
運送収入	9,893,696	98.48%	8,754,555	97.44%	9,599,756	98.43%	10,743,238	98.60%
運送雑収	15,315	0.15%	37,247	0.41%	15,315	0.16%	15,315	0.14%
営業外収益	137,692	1.37%	192,806	2.15%	137,692	1.41%	137,692	1.26%
計	10,046,703	100.00%	8,984,608	100.00%	9,752,763	100.00%	10,896,245	100.00%
人件費	6,802,226	64.48%	6,637,029	60.67%	6,609,742	64.14%	7,200,951	66.09%
運転者人件費	5,804,283	55.02%			5,597,719	54.32%	6,188,928	56.80%
(うち福利厚生費事業者負担分)	(688,993)	6.53%			(668,421)	6.49%	(668,421)	6.13%
その他人件費	997,943	9.46%			1,012,023	9.82%	1,012,023	9.29%
燃料油脂費	505,498	4.79%	643,967	5.89%	682,358	6.62%	682,358	6.26%
車両修繕費	327,628	3.11%	341,158	3.12%	332,460	3.23%	332,460	3.05%
車両償却費	279,137	2.65%	372,829	3.41%	263,610	2.56%	263,610	2.42%
自動車リース料	25,180	0.24%			20,617	0.20%	20,617	0.19%
その他運送費	918,534	8.71%	900,565	8.23%	752,701	7.30%	752,701	6.91%
一般管理費	977,132	9.26%	1,126,565	10.30%	931,053	9.03%	931,053	8.54%
営業外費用	13,877	0.13%	15,481	0.14%	13,011	0.13%	13,011	0.12%
小計	9,849,212	93.37%	10,037,594	91.75%	9,605,552	93.21%	10,196,761	93.58%
適正利潤	699,484	6.63%	902,819	8.25%	699,484	6.79%	699,484	6.42%
運送原価	10,548,696	100.00%	10,940,413	100.00%	10,305,036	100.00%	10,896,245	100.00%
収支差(利潤込)	△ 501,993		△ 1,955,805		△ 552,273		0	
収支率(同)	95.24%		82.12%		94.64%		100.00%	
所要増収額	501,993		1,955,805		1,143,482			
(所要)増収率	5.07%		22.34%		11.91%		0.00%	

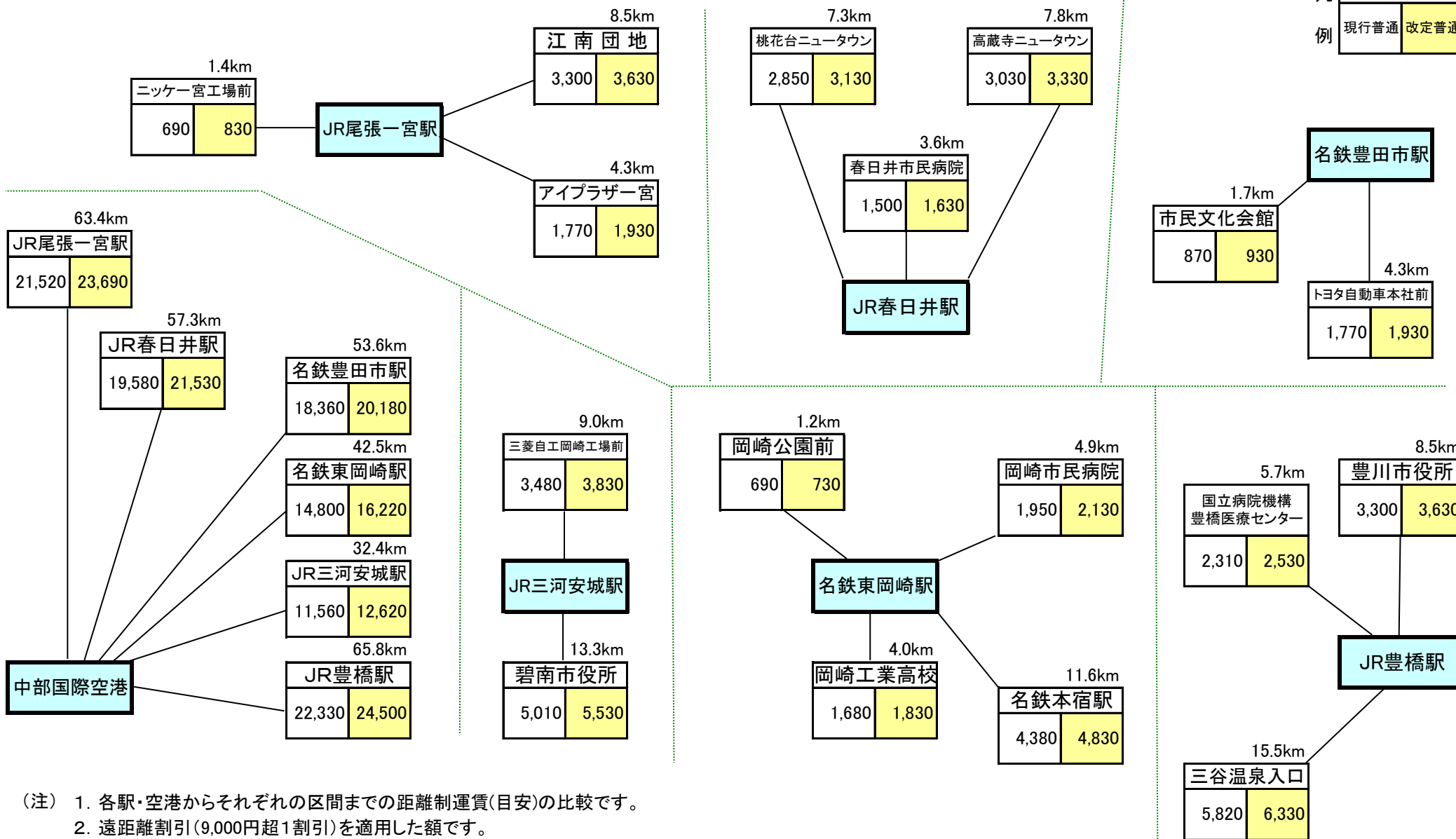
現行上限運賃と改定上限運賃の比較（普通車）

－ 尾張・三河地区 －

【参考】

距離

凡	到着地
例	現行普通 改定普通



- (注) 1. 各駅・空港からそれぞれの区間までの距離制運賃(目安)の比較です。
 2. 遠距離割引(9,000円超1割引)を適用した額です。
 3. 所要時間、選択経路によってはここに示した額と実際の額とに差が生じる場合があります。
 4. 時間距離併用制運賃が加算された場合はこの額より高くなります。
 5. 昼間時間帯(午前5時～午後10時までの時間帯)の運賃額です。